

人種差別 (racial discrimination) の 包括的理解に向けて⁽¹⁾

——人種差別撤廃条約の定義と日本語公定訳の齟齬から
考える人種差別の「交差性」と「制度性」——

上 杉 富 之

はじめに

本論文は、日本も締約国となっている人種差別撤廃条約（「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination）における「人種差別」の定義と、日本政府（外務省）による日本語公定訳⁽²⁾との間に存在する齟齬を検討することを通じて、日本政府における人種差別理解の枠組みとその限界を明らかにすることを目的とする。

人種差別撤廃条約の解釈・適用について指針を示す人種差別撤廃委員会⁽³⁾は、人種差別を、身体的・生物学的意味での人種という単一の属性に基づく差別としてではなく、国籍や民族的

五
一
八

(1)

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

出身 (「国としての出身」や「民族としての出自」)、社会的地位 (社会的な出自)、ジェンダーなど他の差別事由 (定義を構成する要素) と結びつきつつ、社会構造の中に組み込まれた交差的かつ制度的な現象として一貫して捉えてきた。これに対し、日本語公定訳は、人種差別を主として古典的な人種概念に依拠した、比較的限定的かつ静態的な現象として理解する方向へと読み手を導く表現となっている。

本論文は、この両者の齟齬を単なる翻訳上の不正確さや表現上の選択の問題としてではなく、日本政府において人種差別を交差的・制度的な社会現象として把握する理論的枠組みが十分に共有されてこなかったことの表れであると主張する。そのうえで、本論文は、こうした理解の限界が、人種差別撤廃条約の制定理念および人種差別撤廃委員会の解釈を踏まえた包括的な人種差別理解を日本社会において形成・定着させることをいまだに妨げていることを論じる。

人種差別の問題は、そもそも「人種とは何か」や「人種概念は果たして今でも有効なのか」、「(有効であったとして) 人種差別は具体的にいかなる形で発現し、どのような社会的影響をもたらすのか」、さらには「人種差別を是正し、最終的に撤廃するためにはいかなる方策が必要とされるのか」といった問いをめぐり、人類学のみならず、広く人文・社会科学および自然科学の領域にまたがる主要な研究課題であり続けている。とりわけ社会・文化人類学においては、人種差別を固定的な属性に基づく

問題としてではなく、歴史的・社会的文脈の中で生成・再生産される関係的現象として捉える視点が蓄積されてきた。

周知のとおり、人種差別の全面的な撤廃を目的として、国際連合は1965年、人種差別撤廃条約を採択し（1969年発効）、現在（2025年10月現在）、国連加盟国193カ国のうちの大多数の国（182カ国）が同条約を批准または同条約に加入している。日本も1995年6月に同条約に加入し、同条約は同年9月に発効している。国連加盟国の9割以上が加入しているという事実から⁽⁴⁾、人種差別撤廃条約は、国際社会における人種差別の定義および差別禁止に関する「国際標準」と位置づけることができるだろう。

人種差別撤廃条約の締約国は、加入後1年以内、その後は2年ごとに、自国における人種差別撤廃の状況について人種差別撤廃委員会に「定期報告書」（Periodic Report）を提出する義務を負う。人種差別撤廃委員会は、提出された報告書を審査したうえで、当該国に対する評価とともに、今後の改善に向けた「勧告」（Recommendation）を含む「総括所見」（Concluding Observations）を採択・提示する。

日本政府（外務省）は、1995年に人種差別撤廃条約に加入後、1999年に第1回・第2回統合報告書を提出している。以来、2008年（第3回～6回統合報告書）、2013年（第7回～9回統合報告書）、2017年（第10・11回統合報告書）と、これまで計4回にわたって定期報告書を提出している⁽⁵⁾。そして、それぞれの報告書について、人種差別撤廃委員会からその内容を評価・審査す

る総括所見を受け取っている。

筆者はかつて、日本政府（外務省）が提出した1999年以降の定期報告書と、それらに対する人種差別撤廃委員会の総括所見を詳細に検討したことがある（上杉 2021）。総括所見には、日本政府の報告に対する肯定的な評価と否定的な評価の双方が含まれているが、特に注目すべきことは、初回審査から現在に至るまで一貫して、人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、人種差別撤廃条約第1条に記されている「人種差別」(racial discrimination) の定義の解釈が不適切であることを指摘し、その是正を求め続けていることである（上杉 2021）。本論文は、この継続的な指摘を出発点として、日本政府の人種差別の解釈およびそれを反映した日本語公定訳のどこに問題があり、それがいかなる理解の枠組みに基づいているのかを明らかにする。そのうえで、人種差別撤廃条約の理念に即した、より適切な解釈と和訳のあり方を提示することを試みるものである。

以下、第1章では、「人種主義」と「人種差別」を区別し、身体的・生物学的な人種観に基づく人種主義と、そうした人種観に依拠しつつ社会的・文化的に構築・構成される人種差別を概念上、明確に区分する。第2章では、人種差別撤廃条約の英語正本における人種差別の定義を意味内容から分析し、その定義が単一の属性差別ではなく、複数の要素から構成される包括的な枠組みを有していることを明らかにする。第3章では、こうした条約正本の人種差別の定義の理解を踏まえつつ、日本政府

(外務省)の解釈および日本語公定訳との間に生じている具体的な齟齬を検討し、それらの齟齬が人種差別を事実上「限定的」に捉える理解に基づいていることを示すとともに、人種差別の定義を「包括的」に捉え直す必要性を理論的に提起する。第4章では、第3章で提示したこの概念的転換を分析枠組みとして用い、日本政府の人種差別理解が、差別の交差性や制度的、構造的差別といった今日的な視点を十分に取り込めていない点を整理・検証し、その含意を検討する。

1. 人種主義と人種差別

人種差別撤廃条約における人種差別の定義やその意味内容、射程などを検討するに先立ち、本章では、しばしば同一視、あるいは混同されることで概念的な混乱を招いてきた「人種主義」(racism)と「人種差別」(racial discrimination)との区別を確認しておきたい。この区別は、人種差別撤廃条約が規律の対象とする現象の性質を理解するうえで不可欠であり、また、本論文全体の理論的前提をなすものである。

一般に、「人種主義」(racism)とは、「人種」(race)という概念を前提に、ある集団を他の集団から本質的に区別可能な存在として想定し、そうした区別に基づいて人々を優劣づける思想や価値体系、イデオロギーを指す。ここで前提とされる「人種」という概念は、時代や地域によって意味内容に差異がある

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

ものの、歴史的には、肌や髪の色、顔立ちといった身体的特徴を手がかりとしつつ、それらに社会的・文化的・政治的意味を付与する思考や言説の中で形成されてきたものである。

たとえば、18～19世紀ヨーロッパにおける自然史的な人種分類は、身体的差異を生物学的・自然的差異とみなし、それに文明性や知的能力といった価値判断を結びつけた。また、アメリカ合衆国における黒人／白人の法的区分は、肌の色や血統を基準として人々を人種的に分類し、市民権や社会的地位の不平等を制度的に固定化してきた。さらに、ナチス・ドイツのアーリア人種概念は、実際には多様で曖昧な身体的特徴を恣意的に再編成し、特定集団を劣等かつ排除すべき存在として位置づけた点で、人種概念が政治的に構築・動員された極端な例である。これらはいずれも、身体的特徴に社会的・政治的意味を付与することによって「人種」というカテゴリーが構築されてきた具体例である。

このように、人種に基づく区別や分類は、それ自体が中立的な認識行為にとどまるのではなく、しばしば当該区別に応じて人びとに優劣や能力、価値といった評価を割り当て、偏見や排除を正当化する機能を果たしてきた。こうした価値づけが、社会的慣行や制度、具体的な行為として表出する場合、思想としての人種主義は、行為や制度としての人種差別として現実化し、社会的に認識されることになる。

したがって、「人種差別」(racial discrimination) は、人種主

義的な思考や前提に基づいて、特定の個人または集団を不当に扱い、あるいは差別的に処遇する行為、もしくはその結果として生じる不平等な状態を指す概念である。具体的には、住宅や雇用、教育といった社会生活の諸領域において、人種や民族を理由として不利益を課すことや、あるいは警察や行政機関が特定の人種的・民族的属性を有する人々を選別的に職務質問や取締りの対象とすることなどが、人種差別の代表的な例として挙げられる。

要するに、人種主義が、人を身体的・生物学的特徴、あるいはそれに応じた文化的特性によって固定的に分類し、その差異に基づいて優劣や能力、価値を判断する思想や価値体系であるのに対し⁽⁶⁾、人種差別とは、そうした人種主義に依拠して人々を不平等に扱う具体的な行為や制度、さらにそれによって生み出される社会的状態を意味する概念である。

このように、「人種主義」と「人種差別」は密接に関連しつつも、分析上は区別されるべき概念である⁽⁷⁾。

もともと、近年の批判的人種理論 (critical race theory) をはじめとする研究においては、人種主義 (racism) を単に思想やイデオロギーの次元に限定し、人種差別 (racial discrimination) をその外在的な結果としての行為や制度に位置づける理解は、必ずしも十分ではないと批判されている (Bonilla-Silva 2022, Delgado and Smith 2023)。すなわち、人種主義は個人の内面に存する偏見や信念にとどまるものではなく、法制度や行政実務、社会的

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

慣行、知識体系、言語表象などの中に組み込まれた構造的・制度的現象として把握されるべきであり、その意味で、人種主義と人種差別とは相互に浸透し合う関係にあると理解されている。

それにもかかわらず、本論文においてあえて両概念を区別して整理するのは、人種差別撤廃条約が直接的に規定の対象とする現象の射程を明確化するための分析上の便宜によるものである。こうした二分法の理論的限界については、第4章において「交差性」および「制度性」という観点から、改めて検討することとしたい。

以下、本論文において検討の対象とするのは、言うまでもなく、思想としての「人種主義」そのものではなく、人種差別撤廃条約が撤廃の対象とする、人々を不平等に扱う具体的な行為や制度、社会的状態、すなわち「人種差別」である。

2. 人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義

前章では「人種」(race) 概念を前提とする思想・イデオロギーとしての「人種主義」(racism) と、「人種主義」に基づいて具体化される行為や制度としての「人種差別」(racial discrimination) を概念上区別し、本論文が検討対象とするのは後者の「人種差別」であることを確認した。本章では、この人種差別を国際的に理解し、禁止・廃止するうえで、今日すでに国際標準とも位置づけられている人種差別撤廃条約の英語正本⁽⁸⁾

に基づいて、人種差別の定義や構成要素、概念的な射程を検討する。

(1) 「人種差別」の定義

人種差別撤廃条約・英語正本の冒頭、第1部第1条第1項は、「人種差別」を以下のように定義している。

In this Convention, the term “racial discrimination” shall mean any distinction, exclusion, restriction or preference based on race, colour, descent, or national or ethnic origin which has the purpose or effect of nullifying or impairing the recognition, enjoyment or exercise, on an equal footing, of human rights and fundamental freedoms in the political, economic, social, cultural or any other field of public life.

このうち、「人種差別」の構成要素そのものに直接関わる部分を抽出すると、次の抜粋に集約される。

the term “racial discrimination” shall mean any distinction, exclusion, restriction or preference based on *race, colour, descent, or national or ethnic origin*… (イタリック体、筆者)

以上の抜粋かわかるように、人種差別撤廃条約における「人種差別」は、単一の要素ではなく、複数の要素に基づいて、あるいは複数の要素を組み合わせる複合的に定義されていることが明らかである。すなわち、race、colour、descent、national or ethnic origin の4つの要素が明示されており、さらに最後の national or ethnic origin を national origin と ethnic origin の2つに分けて理解するならば、実質的には5つの要素から成る定義であると捉えることもできる。

（2）定義を構成する要素

人種差別撤廃条約・英語正本は、人種差別を race と colour、descent、national or ethnic origin ないし national origin、ethnic origin という4つないし5つの要素によって定義していることを確認したが、それぞれの要素は具体的に何を指しているのだろうか。条約本文自体は、これらの要素について詳細な説明を加えていない。そこで、以下では、条約の制定にかかわったり、条約発効後に締約国の報告書を審査・評価し、条約の趣旨や理念について解釈を示したりしてきた国連人種差別撤廃委員会の「総括所見」（Concluding Observations）や「一般的勧告」（General Recommendation）⁽⁹⁾ を参照しつつ、各要素の意味内容を順

① race

人種差別撤廃条約の定義の冒頭に掲げられている要素は race である。ただし、ここでいう race は、生物学的・遺伝的に実在する「人種」を前提とするものではない。むしろ、肌の色や身体的特徴と結び付けられ、歴史的・社会的文脈の中で構築されてきた「人種化されたカテゴリー」を指す概念として理解されるべきである（ソーンベリー 2002、Thornberry 2002）。したがって、この条文が想定しているのは、黒人種や白人種、黄色人種といった、人種主義的言説の中で形成されてきた「人種」概念である。

以上のように、生物学的実体としての人種を前提としないという重要な留保を付したうえでであるが、条約文における race は「人種」と和訳することが適切である。

② colour

人種差別撤廃条約の人種差別の定義の文脈では、colour は「肌の色」を意味する。「肌の色」は人を外見上識別するうえでもっとも大きな特徴のひとつであり、現実の人種差別においてもしばしば決定的な基準として機能してきた。

もっとも、「肌の色」は人の身体的・生物学的特徴の一つであることから、「人種」(race) という要素の中に入れて理解することも可能である。しかし、実際には、白人種・黒人種・黄色人種といった人種のカテゴリーに想定される肌の色は明確に区

分されるものではなく、連続的かつ多様な色合いとして存在している。その結果、同一の「人種」と見なされる人々の間でも、肌の色の濃淡に基づいて区別や差別が行われる場合が少なくなる。人種内における肌の色に基づく差別、いわゆる「カラーリズム」(colorism) がその典型例である。

このように、人種的カテゴリーとは独立して、あるいはそれを補完する形で「肌の色」それ自体が差別の根拠となりうることを踏まえ、人種差別撤廃条約は、race に加えて colour を独立した要素として明示的に列挙していると解される。したがって、条約文における colour は、「肌の色」と和訳するのが適切である。

③ descent

descent は、狭義には、親子関係や親族間の血縁関係といった生物学的、遺伝的な系譜関係、ないし「出自」(関係)を指す概念である。しかしながら、後に詳しく述べるように、人種差別撤廃条約においては、descent は単なる生物学的、遺伝学的な系譜(出自)関係にとどまらず、世襲的で固定化された社会的・経済的な階層や階級からの出自、出身を含むものとして理解されている。

人種差別の定義においては、差別の要素として、まず身体的、生物学的、遺伝的な側面を強調し、race (人種) と colour (肌の色) を挙げている。その次に、あるいはそれと同等に重要な要因として descent (出自) を挙げている。これは、人種差別が

単に生物学的、遺伝的な特徴のみに基づくものではなく、社会的・経済的に再生産される出自や身分、階層に基づいて行われてきた現実を明示するためである。換言するならば、人種差別撤廃条約における「人種差別」の定義は、これまでもっぱら生物学的・遺伝学的な要素が強調される傾向にあったが、実際にはしばしば世襲的で固定化された社会的・経済的な階層や階級からの「出自」（出身）に基づいて行われていることを明示したものと考えて良い。以上を踏まえると、条約における descent は「出自」と和訳するのが適切である。

④ national or ethnic origin

4つ目の要素である national or ethnic origin については、これを1つの複合的要素とみなす考え方と、さらに national origin と ethnic origin という2つの要素（4つ目と5つ目の要素）を含むものと捉える2つの考え方がある。国際法上、あるいは条約の成り立ちから、通常は、national or ethnic origin は1つの要素を成すものと考えられている。

起草時の議論では、national origin のみでは国内の民族的マイノリティが排除され、他方、ethnic origin のみでは外国出身者や移民への差別が十分に含まれないという問題が指摘され、両者を併記することで「出自に基づく差別」全般を包摂する意図が示されている（レルナー 1983）。実際、国連人種差別撤廃委員会や欧州人権裁判所、EU 基本権憲章においても、national or

ethnic origin は一つの包括的カテゴリーとして扱われている⁽¹⁰⁾。

しかしながら、概念内容に着目すれば、national or ethnic origin は、政治的・法的帰属に関わる national origin と、社会的・文化的帰属に関わる ethnic origin という2つの異なる次元を内包している。したがって、national or ethnic origin には、人種差別を構成する要素としては、実質的に第4および第5の要素が含まれていると理解することが可能である。以上を踏まえ、条約における national or ethnic origin は、「国としての出身ないし民族としての出自」、あるいは、「出身国ないし出身民族」⁽¹¹⁾ と和訳するのが適切である。

以上、人種差別撤廃条約・英語正本の「人種差別」の定義をその要素について検討してみたが、「人種差別」を構成する要素は以下の4ないし5つにまとめられ、また、それぞれ以下のように和訳するのが適切であることを確認した。

- ① race 「人種」
- ② colour 「肌の色」
- ③ descent 「出自」
- ④ national origin 「国としての出身」、「出身国」
- ⑤ ethnic origin 「民族としての出自」、「出身民族」

(3) 人種差別の定義の「私訳」⁽¹²⁾

以上の検討を踏まえ、人種差別撤廃条約の英語正本における

人種差別の定義（抜粋部分）を字義に即して試訳すると、以下の通りとなる。

この条約において、「人種差別」とは、人種、肌の色、出自、または国としての出身ないし民族としての出自に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、...（下線、筆者）

次章では、この「私訳」と日本政府（外務省）による公定訳とを、人種差別撤廃条約の英語正本に照らして比較・検討し、両者の間にいかなる齟齬が生じているのか、さらにその齟齬がどのような理解や解釈の差異に由来するのかを明らかにする。

3. 日本政府（外務省）の公定訳

（1）人種差別撤廃条約正本と公定訳の齟齬

以下に、人種差別撤廃条約・英語正本における人種差別の定義（要素にかかわる抜粋）を改めて提示するとともに、その部分の日本政府（外務省）による和訳（公定訳）を示す⁽¹³⁾。そのうえで、筆者が問題とする和訳上の齟齬について検討する。ここで検討の対象とするのは、個々の訳語の正確さそれ自体ではなく、それらの訳語選択が一貫して前提としている人種差別理解の枠組みである。

なお、以下の和訳は「公定訳」であり、言うまでもなく、日

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

本政府 (外務省) が人種差別撤廃条約における人種差別の定義をいかに理解し、解釈しているかを公式に表明する文書である。したがって、公定訳に見られる訳語や表現上の特徴は、日本政府の人種差別理解の内容と密接に結びついていると考えられる。

the term “racial discrimination” shall mean any distinction, exclusion, restriction or preference based on *race, colour, descent, or national or ethnic origin*… (イタリック体、筆者)

この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、… (下線、筆者)

① race

公定訳は race を「人種」と和訳している。この訳語自体は、英語の race に対応する日本語として一般に定着している点で、妥当なものと言える。しかしながら、以下で検討する colour や descent、national or ethnic origin の訳語の選択やその用法全体を見ると、公定訳における「人種」は、主として身体的・生物学的、かつ本質主義的な意味合いで理解されている傾向が認められる。

外務省の「人種差別撤廃条約 Q & A」⁽¹⁴⁾によると、「『人種』とは、社会通念上、皮膚の色、髪の毛の形状等身体の生物学的諸特

徴を共有するものとされる人々の集団を指し（後略）」と規定されており、日本政府（外務省）が、人種を身体的・生物学的に定義していることは明らかである（村上 2005：19-21参照）。

その意味で、公定訳における「人種」という訳語は、形式的・語彙的には適切であるものの、条約が前提としている人種概念、すなわち、身体的特徴と結び付けられつつも、歴史的・社会的に構築されてきたカテゴリーとしての「人種」を十分に反映しているとは言い難い。したがって、ここで問題となるのは訳語そのものというよりも、その訳語が含意する意味内容や解釈枠組みである。

② colour

公定訳は colour を「皮膚の色」と和訳しており、語義のうえでは必ずしも誤りではない。しかしながら、「皮膚」という語は、生理学的・生物学的対象を直接想起させる表現であり⁽¹⁵⁾、直前の race が「人種」と訳されていることと相まって、条約が意図していない生物学的・遺伝決定論的な理解を強める恐れがある。

すでに述べたように、人種差別撤廃条約における race は、生物学的・遺伝的に実在する「人種」を前提とする概念ではなく、社会的・歴史的に構築されてきた人種化されたカテゴリーを指している。同様に、colour もまた、単なる生物学的属性としての皮膚の色を意味するのではなく、社会的・文化的文脈の中で意味づけられ、差別の根拠として機能してきた外見上の特徴を

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

指す概念として理解されるべきである。

この点を踏まえるならば、colour を「皮膚の色」と訳すよりも、身体的特徴でありながら社会的意味を帯びた表象としての性格をより適切に表現する「肌の色」と訳す方が、人種差別撤廃条約の趣旨および現代的な人種主義理解により整合的であると言えよう。

③ descent

公定訳は descent を「世系 (せいけい)」と和訳している⁽¹⁶⁾。「世系」という語は日常的にはあまり用いられないが、国語辞典によれば、「祖先から続いている血統」あるいは「系図、系譜」を意味する語である (『広辞苑 第7版』2018: 1601、『大辞林 第4版』2019: 1486)。これらの定義から明らかなように、「世系」は家系や系譜といった意味も含み得るものの、その中心的な意味内容は、世代を越えて継承される血統や血筋、すなわち血縁関係に置かれている。

したがって、「世系」という訳語は、現代の遺伝学的理解とは異なるとはいえ、身体的・生物学的な血のつながりを強く想起させる語であり、descent を主として生物学的・遺伝的な系譜関係として理解する解釈を誘発しやすい。実際、外務省は「人種差別撤廃条約 Q&A」の中で、「『世系』とは、この条約の適用上、人種、民族、からみた系統を表す言葉であり、例えば、日系、黒人系といったように、過去の世代における人種又は皮膚

(18)

の色および過去の世代における民族的又は種族的出身に着目した概念であり、生物学的・文化的諸特徴に係る範疇を越えないものであると解されます」と明記し⁽¹⁷⁾、descent から社会的な身分や階層からの出身という含意を捨象している。

この点において、公定訳が採用する「世系」という訳語の意味は、descent を社会的・歴史的に形成される出自や身分、階層的帰属まで含む概念として広く解釈してきた人種差別撤廃条約および人種差別撤廃委員会の見解とは明らかに齟齬を来していると言わざるを得ない。

以上から、公定訳、ひいては日本政府（外務省）による descent の理解・解釈は、人種差別撤廃条約における人種差別の定義が本来意図している概念的射程、すなわち生物学的要因に還元されない社会的出自に基づく差別の問題系を十分に反映していないと評価せざるを得ない。

④ national or ethnic origin

公定訳は national or ethnic origin を「民族的若しくは種族的出身」と和訳している。第2章で検討したように、この表現は意味内容のうえから、前半の national origin と後半の ethnic origin という、相互に異なる2つの要素から構成されていると理解することができる。そこで、ここでも、両者を便宜的に区別したうえで、それぞれについて公定訳の妥当性を検討してみたい。

まず national origin について、公定訳はこれを「民族的出身」と和訳している。national は、確かに、nationalism (民族主義) や nationalist (民族主義者) という派生語の中では「民族的」という意味を持ち、そのように和訳することも可能である。しかしながら national origin という複合語が単独で用いられる場合には、一般に「国籍」あるいは「出身国」と理解されるのが普通であろう。とりわけ、national origin と ethnic origin のように national と ethnic が併置される場合には、national は「国 (国家)」を意味し、ethnic は「民族」を意味するものと理解するのが自然である。

この点について、人種差別撤廃委員会も、national origin を nationality (国籍) と厳密に同一視することは避けつつ (レルナー 1983)、一貫して、出身国や国家的帰属に関連する差別を含む概念として位置づけている。たとえば、人種差別撤廃委員会が2004年に採択した一般的勧告第30号、「非市民に対する差別」は、国籍に基づく区別が直ちに条約違反となるわけではないとしつつも、それが事実上 national origin に基づく差別として機能する場合には、条約の規制対象となり得ることを明確にしている。ここからも、national origin が民族的属性とは異なる次元で、国家的帰属や出身国と結びつくような差別を想定している概念であることが確認できる⁽¹⁸⁾。

にもかかわらず、本条約の定義規定において national origin と ethnic origin が併置されている文脈で、前者を「民族的出身」と

和訳すると、両者の概念的区別が不明瞭となる。この点で、公定訳は条文の構造および人種差別撤廃委員会の解釈実践が前提とする差別の整理を十分に反映していないと言わざるを得ない。その結果、national origin が本来含意している、出身国や国家的帰属に基づく差別という側面が、日本語訳においてはほぼ完全に抹消されている。

実際、日本政府（外務省）は「人種差別撤廃条約 Q & A」⁽¹⁹⁾の中で、『『民族的若しくは種族的出身』とは、この条約の適用上、いずれも社会通念上、言語、宗教、慣習等文化的諸特徴を共有するとされている人々の集団の出身であることを指すもの』と規定しており、日本政府（外務省）が、national origin から出身国や国家的帰属を除外していることは明らかである。

次に、ethnic origin について検討する。公定訳はこれを「種族的起源」と和訳する。が、この和訳は、以下の2点において不適切と言わざるを得ない。

第1に、「種族（的）」という語は、今日においてはもちろん、公定訳が作成されたと考えられる1995年半ばにおいても⁽²⁰⁾、ethnic の一般的な和訳として用いられていたとは言い難い⁽²¹⁾。

第2に、国語辞典における「種族」の定義は、「生物学的、人種的特徴を共有する集団」という意味合いを強く含んでおり（『広辞苑 第7版』2018：1401、『大辞林 第4版』2019：1298）、文化や言語、歴史的経験を共有する社会集団としての「民族」という ethnic 本来の含意とは必ずしも一致しない。

人種差別撤廃委員会の一般的勧告第8号（1990年）⁽²²⁾は、「人種」や「民族」への帰属が客観的基準ではなく、当事者の自己認識（self-identification）に基づくべきであることを強調している。この点からも明らかなように、本条約が想定する ethnic origin は、生物学的・遺伝学的な「種族」概念ではなく、社会的・文化的に構成された民族的帰属を指すものである。さらに、ethnic origin が national origin と併置されていることを踏まえれば、ここで ethnic を生物学的な意味で理解する余地はほとんどない。

以上の2つの理由から、ethnic origin を「種族的起源」と和訳することは、人種差別撤廃条約が一般的勧告で明示する解釈指針のいずれにも適合しない。むしろ、「民族的出自」あるいは「民族的出身」と訳す方が、人種差別撤廃条約の理念および一般的勧告が示す解釈枠組みにより忠実であると考えられる。

（2）公定訳の問題点—訳語の問題から見える解釈枠組みの限界—

以上、人種差別撤廃条約第1条における人種差別の定義について、その構成要素ごとに公定訳を検討してきた。以下では、これまでの検討を踏まえ、公定訳が抱える問題点を、訳語の選択という表層を超えて、人種差別理解の枠組みという観点から整理する。

① 訳語・用語の選択による意味の不明瞭化

第一の問題点は、公定訳において用いられている訳語や用語（概念）の多くが、現代日本語あるいは今日の人文社会科学において一般的に用いられていない、あるいはすでに時代遅れとなった語であり、その結果として条約文が本来意図する意味内容が不明瞭になっている点である。

たとえば descent は公定訳において「世系」と訳されているが、この語は従来も現在も、日常語としても学術用語としてもほとんど用いられておらず、その意味内容を直ちに把握することは困難である。加えて、descent が本来含意する社会階層、社会的出自、あるいは世襲的地位といった社会的要素が、公定訳において十分に可視化されておらず、結果としてそれらの側面が矮小化されている可能性がある。

同様に、national origin を「民族的出身」と訳すことは、通常
の訳語法から逸脱しており、本来この語が含意する国家的出身
や国籍と結びついた政治的要素を不明瞭にしている。また、eth-
nic origin を「種族的出身」と訳すことも、現代日本語において
一般的ではなく、文化的・社会的集団としての民族という側面
が適切に表現されていない。

このように、公定訳における訳語の選択は、条約の定義規定
全体を通じて、差別の具体的な構成要素を読み取りにくくして
いる。

②適切な概念対応の欠如

第二の問題点は、単に用語が古い、あるいは一般的でないという点にとどまらず、正本が想定する概念内容に照らして、より適切な訳語が存在するにもかかわらず、それが採用されていない点にある。

descent は、公定訳の「世系」という語から想起される血統や生物学的系譜関係に限定される概念ではなく、社会階級や社会階層、さらには世襲的地位といった社会構造上の位置づけを含む概念である。この点を踏まえれば、「出自」と訳す方が、条約に盛り込まれている社会的含意をより適切に反映すると考えられる。

同様に、national origin は「民族的出身」ではなく、「国としての出身」ないし「出身国」と訳すことで、国家や国籍に基づく差別という政治的側面を明確に示すことが可能となる⁽²³⁾。また、ethnic origin についても、「種族的出身」という生物学的ニュアンスを帯びた訳語よりも、「民族としての出自」ないし「出身民族」と訳す方が、条約本来の文化・言語・歴史的経験を共有する集団としての民族という概念に即している。

このように、公定訳は人種差別撤廃条約の概念構造に対して十分に対応した訳語を採用しておらず、その結果、条約の趣旨や理念、射程が狭められていると言わざるを得ない。

③人種主義的理解への偏りと社会的要素の不可視化

第三の、そして最も重要な問題点は、公定訳全体が、人種差別を主として身体的・生物学的特徴に基づく差別として理解する、いわば古典的な人種主義的理解に強く依拠している点である。

その結果として、人種差別が本来含むべき社会的要素（社会階層や階級からの出自）や政治的要素（出身国や国籍）、文化的要素（民族的帰属や文化的差異）に基づく排除といった側面が、日本語訳において明示されていない、あるいは事実上隠蔽されている。

このような理解の不十分さは、単なる翻訳上の問題にとどまらない。実際、日本政府による人種差別撤廃条約の理解や運用については、人種差別撤廃委員会からこれまで繰り返し、直接的な改善勧告⁽²⁴⁾ や一般的勧告を通じた間接的な指摘⁽²⁵⁾ がなされてきた。そこでは、日本における人種差別の理解が、差別の交差性（複合性）や制度性・構造的性という観点を十分に取らなっていないことが問題とされている。

以上を踏まえると、公定訳における訳語および概念の不備は、日本政府が人種差別を依然として単純かつ限定的な現象として把握してきたことと無関係ではないと考えられる。すなわち、人種差別撤廃条約の解釈や理解における問題は、その出発点である訳語・公定訳の段階から、差別の交差性や制度性という現代的視点を欠いていることに起因しているのである。

(3) 人種差別の「包括的定義」

本論文では、人種差別撤廃条約第1条に定められた人種差別の定義をめぐり、公定訳に表れた日本政府の理解枠組みと条約の趣旨および人種差別撤廃委員会の解釈等を踏まえた理解とを区別するため、前者を「限定的定義」、後者を「包括的定義」と呼ぶ⁽²⁶⁾。

①限定的定義

日本政府の公定訳に基づく人種差別の理解は、「人種」や「皮膚の色」といった身体的・生物学的要素を中心に据える傾向がきわめて強い。この理解においては、人種差別は主として生物学的差異に基づく不当な扱い、すなわち古典的な人種主義 (racism) として把握される。

その結果、社会的な階級や社会的出自に関わる社会的要素、国籍や出身国に結びつく政治的要素、さらには民族的・文化的背景といった文化的要素は、人種差別の構成要素としては周縁化されやすい。このような限定的定義は、人種差別を個人的偏見や明示的な排除行為のみに還元し、差別が制度や慣行の中で再生産される構造的側面を捉えにくいという問題を孕んでいる。

②包括的定義

これに対して、本論文が採用を提案する「包括的定義」は、人種差別を身体的要素に基づく差別に限定せず、人種差別撤廃条

(26)

約の趣旨・理念に則り、社会的、政治的、文化的要素が相互に結びつく複合的現象として捉える立場である。ここでは、「人種」や「皮膚の色」といった身体的要素を出発点としつつも、社会的地位や出自、国家的出身、民族的・文化的属性が差別の形成や固定化に重要な役割を果たすことが重視される。

この包括的理解は、条約の監視機関である人種差別撤廃委員会が採択してきた一般的勧告において、繰り返し確認されている⁽²⁷⁾。人種差別撤廃委員会は一般的勧告を通じて、人種差別が国籍（国としての出身）、民族的出身（民族としての出自）、社会的地位、文化的差異などと結びついて現れることを明示し、締約国に対して、形式的平等にとどまらない実質的かつ構造的な差別是正を求めてきた。したがって、人種差別撤廃委員会の一般的勧告は、人種差別を包括的に定義することの妥当性を示す実証的かつ規範的根拠として位置づけることができる。

以上のように、「限定的定義」と「包括的定義」を区別することで、日本政府の人種差別理解の射程と限界がより明確になるとともに、日本においても包括的定義を採用する必要性が理論的に浮かび上がる。

この点を明らかにするためにも、次章では、人種差別撤廃委員会の一般的勧告および日本政府に対する改善勧告を検討し、人種差別がいかに複合的かつ構造的に捉えられているかを確認する。

4. 人種差別の「交差性」と「制度性」

本章では、人種差別撤廃委員会の一般的勧告および日本政府に対する総括所見・改善勧告を分析対象とし、それらの検討を通じて、人種差別が交差的（複合的）かつ制度的・構造的な社会過程として理解されるべきことを明らかにする。

ここでの検討は、第3章で検討した日本語公定訳の問題が、単なる翻訳技術上の齟齬ではなく、日本政府（外務省）が人種差別を個別的呢かつ単線的な属性差別として把握してきた理論前提に根ざしていることを、人種差別撤廃条約の解釈実践を通じて理論的に裏づける試みでもある。

具体的には、本章では、人種差別が人種や肌の色、出自、国籍、民族などの独立した単一の属性（要素）のいずれか一つに基づいて個別に生起するものではなく、これらの属性が相互に結びつき重なり合うことで生じ、さらにそうした差別が社会や文化の中に制度的・構造的に埋め込まれていることを確認する。

（1）人種差別の「交差性」

①交差性概念と人種差別

交差性（intersectionality）とは、ジェンダーや人種、民族、階級、出自、障害、移民性など、複数の差別や不平等の軸（位相）が相互に重なり合うことで、特定の集団に対して複合的か

つ構造的な不利益が生じると捉える視点である（コリンズ・ビルゲ 2021、Nash and Pinto (eds.) 2023）。この概念は近年、「複合的かつ交差的な差別」（multiple and intersecting forms of discrimination）として国連人権機関の文書においても明示的に用いられ、人種差別研究においては、人種や肌の色、民族といった単一属性への還元的理解の限界を示す理論枠組みとして定着してきた。

この点に照らせば、人種差別撤廃条約が人種差別の定義において、「人種」（race）や「肌の色」（skin colour）に加えて、「出自」（descent）や「国としての出身ないし民族としての出自」（national or ethnic origin）を明示的に含めていることは、人種差別を単なる生物学的差異に基づく偏見としてではなく、社会的地位や法的・政治的帰属、文化的属性と結びついた複合的な差別現象として捉えようとする明確な意図を反映したものと理解できる。すなわち、人種差別撤廃条約第1条の定義自体が、人種差別を交差的な不平等構造の中で把握する視点を、その内部に制度的に組み込んでいるのである。

したがって、交差性とは差別の要素を追加的に列挙する分析枠組みではなく、人種差別という現象そのものを、複数の社会的属性が同時に作動する関係的・構造的過程として捉え直す認識論的視座である。

②一般的勧告にみる交差性の明示

交差性に基づく人種差別理解をもっとも端的に示しているのが、2002年に採択された一般的勧告第29号、「世系（descent）に基づく差別の撤廃について」である。同勧告は、descent という用語が人種や民族に限定されるものではなく、カースト制度やそれに類似する世襲的地位制度をも含むと明確に述べている。すなわち、人種差別撤廃委員会は、人種差別を生物学的差異や表象の問題に限定するのではなく、社会的な身分秩序や歴史的排除、階層化された社会構造と結びついた差別として再定義していると言えよう。

この解釈は、人種差別が社会階級や身分制度と交差しうること示すものであり、人種差別の定義それ自体が、交差性を前提として再構成されていることを意味する。したがって、人種差別は、人種的属性のみならず、社会的出自や歴史的文脈を含めて包括的に理解されるべきである。

③対日総括所見にみる交差性の具体化と日本政府の対応

人種差別撤廃委員会は、日本政府の定期報告に対する審査においても、交差的差別の存在を繰り返し指摘してきた。2014年の総括所見⁽²⁸⁾では、被差別部落民やアイヌ、沖縄出身者、在日韓国・朝鮮・中国系住民などが、人種・民族・出自・地域・国籍といった要因が交差する形で、間接的かつ構造的な差別の影響を受け続けていることが明言されている。また、これらの差

別が、地方自治体や企業、教育機関等の制度や慣行と結びついている可能性も指摘されている。

2014年の総括所見はまた、外国ルーツの子どもに関しても、教育制度へのアクセスや言語支援の不足が、国籍や出自、家庭の社会経済的条件と交差する形で不利益を生じさせている点も懸念事項として指摘している。

これらの指摘は、人種差別撤廃委員会が日本における差別を個別属性ごとに切り分けるのではなく、複数の制度的要因が交差する中で生じる構造的問題として把握していることを示している。にもかかわらず、日本政府の対応は、依然として条約ごとの分業的理解にとどまり、交差的差別を前提とした改善には至っていない。

(2) 人種差別の「制度性」

①制度的差別概念と人種差別

制度的差別 (institutional discrimination) の概念は、人種差別を個人の偏見や意図的行為に還元する理解を超え、差別が社会制度の通常の利用として再生産されうることを明らかにする理論的枠組みを提供する (Bonilla-Silva 2022)。

制度的差別とは、特定の人種や民族、出自などに対する不利益が、法律や政策、行政手続、組織慣行といった制度の内部に組み込まれている状態を指す。制度それ自体は表面的には中立的であっても、結果として特定の集団に不利な影響を与える場

合、それは制度的差別と認識される。

一般的勧告第14号（1993年）は、人種差別が直接的な差別行為に限られず、間接的差別を含むことを明確にし、一見中立的な規定や慣行が、特定の人種的・民族的集団等を不利にする場合には差別に該当すると述べている⁽²⁹⁾。この点において、制度的差別の存在は条約解釈の中核に位置づけられていると言ってよい。

②体系的・構造的差別と制度性の重層

体系的差別（systemic discrimination）は、人種差別が社会全体の制度や文化、価値観の中に深く埋め込まれ、「当たり前もの」として機能している状態を指す。これは、制度的差別の土台となる無意識の偏見や歴史的背景を含む概念であり、差別が可視化されにくいという特徴をもつ。一方、構造的差別（structural discrimination）は、歴史的・社会的要因によって特定の集団が不利な地位に固定され、その不平等が世代を超えて再生産される状態を意味する（Rattansi 2020）。

人種差別撤廃委員会の一般的勧告第29号（2002）や第32号（2009）⁽²⁹⁾は、こうした差別が社会構造に深く根ざしていることを明示し、是正のためには積極的差別是正措置（affirmative action）を含む積極的政策が必要であると指摘している。

体系的差別と構造的差別の概念は分析上区別されるものの、人種差別撤廃委員会がこれらの概念を併用していることは、人種

差別を単一の法的類型としてではなく、制度・慣行・歴史が重層的に作用する社会構造の中で生起・再生産される現象として把握していることを示している。

③対日勧告における制度性の指摘と日本政府の限界

人種差別撤廃委員会は、2001年以降、日本において制度的・間接的差別が存在する可能性を繰り返し指摘してきた。2010年の総括所見⁽³¹⁾では、包括的な差別禁止法が存在しないこと、住宅、教育、雇用分野における間接差別の存在に強い懸念が示されている。さらに2014年の総括所見⁽³²⁾でも、被差別部落民や在日外国人等に対する構造的差別が依然として続いていることが明言されている。

さらに、2018年の総括所見⁽³³⁾では、外国人に対する職務質問や監視のあり方、いわゆるレイシャル・プロファイリング（racial profiling）についても、制度運用の問題として懸念が示されている。これらは個々の警察官の偏見に還元される問題ではなく、法制度と実務慣行の組み合わせによって特定集団に不利益が集中する制度的差別の典型例である。

また、2018年の総括所見では、ヘイトスピーチ対策法についても、表現行為への対応にとどまり、差別を生み出す社会構造や制度的背景に踏み込んでいない点が、結果として制度的差別の不可視化につながっていると指摘されている。そのうえで、人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、包括的な差別禁止法の

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

制定や制度的差別の可視化、政策決定過程へのマイノリティの参加といった構造的改革を求めている。

以上の検討から明らかなように、人種差別撤廃委員会は人種差別を交差的かつ制度的・構造的な現象として捉え、人種差別撤廃条約第1条の人種差別の定義を包括的に解釈している。これに対し、日本政府の人種差別理解は、依然として差別を明示的区別行為や個別制度の問題に限定する傾向が強く、さまざまな制度や構造に埋め込まれた差別を十分に捉えきれていない。

したがって、第3章で検討した日本語公定訳の限定性は、偶発的な翻訳上の問題ではなく、人種差別を交差的・制度的社会過程として理解しない理論前提の帰結として位置づけることができる。

おわりに

本論文は、日本も締約国となっている人種差別撤廃条約に定められた「人種差別」(racial discrimination) の定義をめぐり、条約の英語正本と日本政府(外務省)による日本語公定訳との間に存在する齟齬を検討し、その背景にある人種差別理解の枠組みを明らかにすることを目的としてきた。検討の結果、この齟齬は単なる翻訳技術上の問題ではなく、日本政府において人種差別が主として身体的・生物学的属性に基づく限定的な現象

として理解されてきたことに深く根ざしていることが明らかとなった。

第1章では、人種主義（racism）と人種差別（racial discrimination）を概念上区別したうえで、人種差別撤廃条約が直接の規律対象とするのは、思想としての人種主義そのものではなく、それに基づいて具体化される行為や制度、社会的状態としての人種差別であることを確認した。ただし同時に、近年の批判的人種理論が示すように、両者は本来切り離しがたい関係にあり、人種差別は制度や慣行、知識体系の中に組み込まれた構造的現象として把握される必要がある点も確認した。

第2章では、人種差別撤廃条約・英語正本における人種差別の定義を精査し、それが race、colour、descent、national or ethnic origin という複数の要素から構成される包括的な定義であることを明らかにした。とりわけ、descent が社会的出自や階層的帰属を含む概念として解釈されてきた点、また national or ethnic origin が国家的帰属（国としての出身）と民族的帰属（民族としての出自）という異なる次元を内包している点は、人種差別を生物学的差異に還元しないという条約の基本的立場を端的に示している。

これに対し第3章では、日本政府（外務省）による人種差別撤廃条約の日本語公定訳を検討し、descent を「世系」、national or ethnic origin を「民族的若しくは種族的出身」と訳している点に着目した。その結果、条約正本が意図する社会的、政治的、

文化的要素が著しく矮小化、あるいは不可視化されていることを指摘するとともに、こうした訳語の選択が、人種差別を血統や身体的特徴に基づく現象として理解する方向へと読み手を導き、条約の定義を事実上「限定的」なものとして受容させていることを明らかにした。さらに第3章では、こうした理解のあり方を批判的に検討し、人種差別の定義を、条約正本および委員会の解釈実践に即した「包括的定義」へと転換すべきであることを理論的に提案した。

これを受けて第4章では、第3章で提示した「限定的定義／包括的定義」という概念区分を分析枠組みとして用い、日本政府の公定訳に基づく人種差別理解が、差別の交差性（intersectionality）や制度的・構造的差別といった現代的視点を十分に取り込めていないことを整理し、検証した。その結果、こうした理論的欠落が、単なる解釈上の問題にとどまらず、公定訳の段階からすでに制度的に組み込まれていることを明らかにした。

以上の検討から導かれる重要な結論は、日本における人種差別撤廃条約の実施上の課題は、個別の政策対応や法整備の遅れだけでなく、その前提となる「人種差別とは何か」という定義の理解そのものに内在しているという点である。人種差別を個人の偏見や例外的な差別行為に還元する理解のもとでは、教育や雇用、住宅、行政実務などの制度や慣行を通じて再生産される不平等を十分に把握することは困難である。

本論文が提起したように、人種差別撤廃条約の人種差別の定

義は、人種や肌の色といった生物学的・遺伝的な要素に加え、本来的に、社会的出自や国家的帰属、民族的背景といった複数の差別要素が交差し、制度的に作用する現実を射程に収める包括的な構造を有している。この点を正確に理解し、それを日本語訳および国内的運用に反映させることは、条約の誠実な履行という国際法上の要請にとどまらず、日本社会における人種差別を可視化し、是正していくための理論的前提条件でもある。

今後の課題としては、第一に、人種差別撤廃条約第1条の日本語公定訳を、条約正本および人種差別撤廃委員会の解釈に即した形で再検討する必要がある。第二に、人種差別を交差的・制度的現象として捉える視点を、国内法制や行政実務、教育現場における人権理解へと接続していく作業が求められる。これらの課題に取り組むことによって初めて、人種差別撤廃条約が掲げる理念は、日本社会において実質的な意味を持ちうるものとなるであろう。

注

- (1) 本論文の一部は、筆者がこれまでに公表した論文および口頭発表における議論に基づいているが、本稿ではそれらを相互に関連づけて再構成、修正するとともに、新たな分析と考察を加えている（上杉 2021、2025参照）。
- (2) 「公定訳」とは、国際条約の締結に際し、条約の正文（正本）とは別に、日本政府（外務省）が公式に作成・提示する日本語訳を

人種差別（racial discrimination）の包括的理解に向けて

指し、法的効力を有する正文の内容を国内向けに示すための参考訳として用いられるものである。もっとも、人種差別撤廃条約については、外務省は日本語訳（「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言」）を制度上「公定訳」とは位置づけておらず、あくまで「仮訳」として扱っている。しかしながら、当該「仮訳」は外務省の公式ウェブサイトにも全文が掲載されており、条約内容を示す日本語訳として実務上広く参照されている（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1839.pdf>）。外務省条約担当部局においても、同訳が事実上の公式訳として用いられていることから（私信）、本論文では、以下、この「仮訳」を便宜的に「公定訳」と言及する。

- (3) 人種差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Racial Discrimination）は、国連の人種差別撤廃条約に基づき設立された独立の専門家から成る条約機関である。条約加盟国から提出される「定期報告」等を審査し、人種差別撤廃条約の実施状況について、総括所見として勧告や懸念を表明する。
- (4) 世界の国の数は196カ国とされており（日本が承認している国の数）、人種差別撤廃条約を認めている国が182カ国ということは、世界の国の92.9パーセントが同条約を認めていることになる。
- (5) 2017年に第10・11回報告を提出して以降、次回（第12～14回）報告の期限は2023年1月とされていたが、2025年12月時点においても該当報告は提出されていない。
- (6) ただし、近年の人種主義研究においては、人種主義を身体的・生物学的特徴に基づくものに限定せず、社会的・文化的差異を本質化することによって排除を正当化する思想や言説も含めて捉える理解が広がっている。その代表例として、文化が本質的に異なり相互に混交不可能であるとみなす「文化主義的人種主義」（cul-

tural racism)、表向きは生物学的人種概念を否定しつつ、文化や生活様式の差異を理由に実質的排除を正当化する「ネオ・レイシズム」(neo-racism)、さらに宗教、生活様式、価値観などの差異を変わる事のない本質的なものとみなし、排除や隔離を正当化する「差異主義的人種主義」(differentialist racism)などが指摘されている。加えて、近年特に注目されているのが、人種や人種差別の存在そのものを否定し、「人種を見ない」「人は皆同じである」といった形式的平等の言説を通じて、現実に存在する人種的不平等や構造的差別を不可視化し、結果としてそれらを温存する「カラー・ブラインド・レイシズム」(color-blind racism)である(Bonilla-Silva 2022)。

- (7) 日本の「現実世界」における差別に焦点を当てる中村(2005)は、人種差別撤廃委員会の一般的勧告第30号を起草したソーンベリー(2002)の解釈を踏まえ、「人種差別」(racism)と「人種的差別」(racial discrimination)を概念的に区別している。すなわち中村は、前者を「皮膚の色や身体的特徴による可視的な差別」、後者を『白人』『黒人』といった生物学的要素を必ずしも前提としない差別」として位置づける。この区別は、日本語における辞書の定義や日常的用法とも整合的であり、日本社会においては比較的一般的な理解だといえる。しかしながら、このような区別は、「皮膚の色や身体的特徴による差別」こそが本来の「人種差別」であり、それ以外の差別は付随的・派生的な「人種的差別」にとどまるかのような印象を与えかねない。その結果、人種差別撤廃条約が想定する人種差別の射程、すなわち生物学的特徴に限定されない社会的・文化的・制度的差別を含む広範な定義が十分に理解されず、条約の趣旨・理念に反する限定的な解釈を導く恐れがある。

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

- (8) 人種差別撤廃条約の英語正本は、外務省のウェブサイトに掲載されている (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv.html>)。

なお、人種差別撤廃条約が国連で採択された1965年当時、国連の公用語は英語と中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語の5言語であり、同条約の正本もこれら5言語によって作成されている。本論文では、中国語正本 (漢字正本) も必要に応じて参照するが、もっとも汎用性が高いことから、主として英語正本を用いて検討を行う。

- (9) 人種差別撤廃委員会が採択する「一般的勧告」(general recommendations) とは、人種差別撤廃条約の解釈・適用について、締約国に対して示される権威的な指針文書である。人種差別撤廃条約の解釈・適用について、締約国に対して示される権威的な指針文書である。これらは、法的には条約と同等の拘束力を有するものではないが、国際人権法の実務においては、条約の解釈や運用を示すものとして高い権威を持つと考えられている。なお、人種差別撤廃委員会が採択した一般的勧告第1号 (1972)～第33号 (2009) については、それぞれの和訳が『人種差別撤廃条約第9条に基づく人種差別撤廃委員会の「一般的勧告」』(解説・監訳: 村上正直) として公表されているので、本論文でも適宜参照する。
- (10) たとえば、欧州人権裁判所 (European Court of Human Rights) も同様の解釈を示している (Guide on Article 14 of the European Convention on Human Rights and on Article 1 of Protocol No. 12 to the Convention, Last Update: 31.08.2025)。
- (11) 国や学校等の地理的、制度的所属を表す言葉・概念については「出身国」や「出身校」と言うことができるが、「民族」(ethnicity) は血縁や文化、言語などのアイデンティティに関する言葉・概念

(40)

であるため、通常、「出身民族」という言い方はしない。しかしながら、人類学においては「民族」(ethnic group)を社会的集団とみなすことから、生まれ育った民族集団からの出身(出自)という意味において、本論文では、文脈に応じて、ethnic originを「出身民族」と和訳する。

- (12) 人種差別撤廃条約については、すでに述べたように、外務省が和訳した「公定訳」が存在する。そこで、本論文で筆者が試みた和訳(試訳)は、他に公式訳・定訳が存在するという意味で、「私訳」と位置づけておく。
- (13) 外務省、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約—(略称)人種差別撤廃条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1839.pdf>、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言(仮訳)」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/decl_j.html、「人種差別撤廃条約(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)—人種差別撤廃条約全文(和文)」https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html。
- (14) 外務省、「人種差別撤廃条約 Q&A」(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/top.html>)。
- (15) 実際、外務省は「人種差別撤廃条約 Q&A」の中で、「『皮膚の色』とは、このような生物学的諸特徴のうち、最も代表的なものを掲げたものと考えられます」と明記している(外務省「人種差別撤廃条約 Q&A」)。
- (16) 日本語公定訳において用いられている「世系」等の訳語の一部は、人種差別撤廃条約の中国語正本における表現を参照して採用された可能性がある。たとえば、中国語正本(簡体字表記)では、同条約第1条における「人種差別」の要素として、「种族、肤色、世系或民族或人种」が列举されている(繁体字表記:「种族、膚

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

色、世系或原屬國或民族本源』)。これらの中国語正本に見られる「世系」という語の使用は、日本語公定訳における同語の選択を理解するうえで、一定の参照点を提供するものと考えられる。なお、本注で参照した中国語正本（簡体字表記および繁体字表記）は、国連条約正文を転載した以下のウェブ資料による（繁体字表記：<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Y0000059>、簡体字表記：https://covenantwatch.org.tw/wp-content/uploads/2019/02/ICERD_SCH.pdf）。

- (17) 外務省、「人種差別撤廃条約 Q&A」。
 - (18) Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 2004, General Recommendation 30, Discrimination against Non-citizens.
 - (19) 外務省、「人種差別撤廃条約 Q&A」。
 - (20) 人種差別撤廃条約の「公定訳」の作成年は公表されていないが、おそらく日本が人種差別撤廃条約に加入した1995年前後（1995～1996年頃）に作成されたものとする。
 - (21) たとえば、『リーダーズ英和辞典 第3版』（2012：793）によると、ethnic という単語には、「1a. 民族の、人種の、1b. 民族学（上）の、2. 少数派民族の、ある民族に特有な、異民族調の、エスニック風の」という語が和訳として挙げられており、「種族」ないしそれに類似した訳語は挙げられていない。
 - (22) Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 1990, General Recommendation VIII Concerning the Interpretation and Application of Article 1, Paragraphs 1 and 4 of the Convention.
 - (23) 人種差別撤廃委員会は、「非市民 (non-citizens)」に対する差別を扱った一般的勧告第30号（2004）において、人種差別撤廃条約第1条における「国籍 (nationality)」および「市民権 (citizenship)」に関する規定を、単にそれらを入種差別の射程から除外す
- (42)

る例外規定として限定的に解釈すべきではないと指摘している。委員会は、非市民がしばしば自己の出身国や所属する国家に基づいて差別を受けている現実を踏まえ、国籍や非市民性に関連する差別であっても、その性質や効果次第では条約上の人種差別の問題として検討され得ることを明らかにしている。

- (24) 人種差別撤廃委員会の「第1回・第2回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（仮訳）」(2001)や「第3回～第6回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（仮訳）」(2010)、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（仮訳）」(2014)、「第10回・第11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（仮訳）」(2018)など。
- (25) 人種差別撤廃委員会は、社会的要素（社会階層や階級からの出自）については一般的勧告第36号（2020）、政治的要素（出身国や国籍に基づく排除）については一般的勧告第30号（2004）、文化的要素（民族的帰属や文化的差異）については一般的勧告第34号（2011）などの勧告を採択している。
- (26) ソーンベリー（2002）は、人種差別撤廃条約における「人種差別」（racial discrimination）が、「人種」（race）のみならず、「皮膚の色」、「世系」、「国籍又は民族的出身」という複数の要因に基づいて定義されている点に着目し、「人種差別」という用語を単一の差別形態を指すものではなく、複数の差別事由（要素）を包摂する「包括的用語」（comprehensive term）として位置づけている。この理解は、人種差別撤廃委員会が日本政府に示した「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見（仮訳）」(2014年)において、人種差別の「包括的な定義」（comprehensive definition）を国内法に導入するよう勧告していることから裏づけられる。以上の国際人権法上の用語法を踏ま

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

え、本論文では、人種差別概念を狭く捉える「限定的定義」と、条約の趣旨に沿って広範な差別を含み込む「包括的定義」とを区別して用いる。

- (27) 人種差別撤廃委員会、一般的勧告第24号 (1999)、一般的勧告第29号 (2002) など。
- (28) 人種差別撤廃委員会による「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」。
- (29) 人種差別撤廃委員会、一般的勧告第14号 (1993)、General Recommendation XIV on Article 1, Paragraph 1, of the Convention。
- (30) 人種差別撤廃委員会、一般的勧告第29号 (2002) (General Recommendation XXIX on Article 1, Paragraph 1, of the Convention (Descent)、一般的勧告第32号 (2009) (The Meaning and Scope of Special Measures in the International Convention on the Elimination of All Forms Racial Discrimination))。
- (31) 人種差別撤廃委員会、「第3回～第6回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」 (2010)。
- (32) 人種差別撤廃委員会、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」 (2014)。
- (33) 人種差別撤廃委員会、「第10回・第11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」 (2018)。

参考文献

上杉富之、2021、「人種差別の『包括的定義』と『交差性』—国連人種差別撤廃委員会の勧告と日本政府の応答をめぐって」、『日本常民文化紀要』第36輯 (1)-(70) 頁。

——、2025、(口頭発表)「人種差別 (racial discrimination) の『包括的定義』について—『差別の交差性』と『制度的差別』の観点から—」、日本文化人類学会第59会研究大会 (2025年06月09日、筑波大学筑波キャンパス3A 棟416教室)。

外務省、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約—(略称)人種差別撤廃条約」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-H8-1839.pdf> (2025年10月23日閲覧)。

——、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言 (仮訳)」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/decl_j.html (2025年10月23日閲覧)。

——、「人種差別撤廃条約 (あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)—人種差別撤廃条約全文 (和文)」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html (2025年10月23日閲覧)。

——、「人種差別撤廃条約第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf> (2025年10月23日閲覧)。

熊本理抄、2018、「カーストとジェンダーの複合差別／交差性 (1) —国連のとりくみ」、『人権問題研究所紀要』(近畿大学人権問題研究所) 32: 49-103。

コリンズ、パトリシア・ヒル、ビルゲ、スルマ、2021、『インターセクショナリティ』、人文書院 (Collins, Patricia Hill and Bilge, Sirma, 2020, *Intersectionality* (2nd ed.), Polity)。

人種差別撤廃委員会、「一般的勧告24 (1999)—異なる人種、民族的／種族的集団 または先住民に属する者に関する報告 (第1条)」、<https://www.hurights.or.jp/archives/opinion/1999/03/-1.html> (2025年10月28日閲覧)。

人種差別 (racial discrimination) の包括的理解に向けて

- 、「第1回・第2回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」(2001)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/saishu.html> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「一般的勧告29 (2002)―一世系」、<https://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2002/08/post-3.html> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「一般的勧告30 (2004)―市民でない者に対する差別」、<https://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2004/03/post-4.html> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「第3回～第6回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」(2010)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/pdfs/saishu3-6.pdf> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「アフリカ系の人びとに対する人種差別に関する一般的勧告34 (2011)」、<https://imadr.net/document/gc-cerd-34/> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」(2014)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060749.pdf> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「第10回・第11回政府報告審査に関する人種差別撤廃委員会の総括所見 (仮訳)」(2018)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000406782.pdf> (2025年10月28日閲覧)。
- 、「法執行官によるレイシャル・プロファイリングの防止およびこれとの闘いに関する一般的勧告36 (2020)」、<https://imadr.net/document/gc-cerd-36/> (2025年10月28日閲覧)。

人種差別撤廃条約

- ・英語正本: International Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination、<https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/international-convention->

elimination-all-forms-racial (2025年10月28日閲覧)。

・中国語正本 (繁体字) : 「消除一切形式種族歧視國際公約」、
<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=Y0000059>
(2025年11月12日閲覧)。

・中国語正本 (簡体字表記) 「消除一切形式种族歧视国际公约」、
https://covenantwatch.org.tw/wp-content/uploads/2019/02/ICERD_SCH.pdf (2025年11月12日閲覧)。

「人種差別撤廃条約第9条に基づく人種差別撤廃委員会の『一般的勧告』」(解説・監訳: 村上正直)、「現代世界と人権24—今、問われる日本の人種差別撤廃—国連審査とNGOの取り組み」(反差別国際運動日本委員会発行)の抜粋、https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/race/cerd_gc_1_33_jp.pdf (2025年10月28日閲覧)。

新村 出(編)、2018、『広辞苑 第7版』、岩波書店。

ソーンバリー、パトリック (川本和弘訳)、2002、「人種差別撤廃条約における『人種』『世系』『カースト』」、『部落解放研究』155: 26-41。

中村隼人、2005、「人種差別撤廃委員会一般的勧告30」、『部落解放研究』162: 74-85。

松村 明(編)、2019、『大辞林 第4版』、三省堂。

村上正直、2005、『人種差別撤廃条約と日本』、日本評論社。

『リーダーズ英和辞典 第3版』、2012、研究社。

レルナー、ナタン (斎藤恵彦・村上正直訳)、1983、『人種差別撤廃条約』、世界人権宣言35周年中央実行委員会、解放出版社。

Bonilla-Silva, Eduard, 2022, *Racism without Racists: Color-Blind Racism and the Persistence of Racial Inequality in America*, Rowan and Littlefield.

- Coates, Rodney D., 2024, *Critical Race Theory and the Search for Truth*, Bristol University Press.
- Committee on the Elimination of Racial Discrimination, 1990, General Recommendation VIII Concerning the Interpretation and Application of Article 1, Paragraphs 1 and 4 of the Convention, https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/race/cerd_gc_08.pdf (2025年10月29日閲覧)。
- , 1993, General Recommendation XIV on Article 1, Paragraph 1, of the Convention, https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/race/cerd_gc_14.pdf (2025年10月29日閲覧)。
- , 2002, General Recommendation XXIX on Article 1, Paragraph 1, of the Convention (Descent), https://www.refworld.org/legal/general/cerd/2002/en/11409?utm_source=chatgpt.com (2025年10月28日閲覧)。
- , 2009, General Recommendation No. 32: The Meaning and Scope of Special Measures in the International Convention on the Elimination of All Forms Racial Discrimination, https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/race/cerd_gc_32.pdf (2025年10月28日閲覧)。
- , 2014, Concluding Observations on the Combined Seventh to Ninthe Periodic Reports of Japan, <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060744.pdf> (2025年10月28日閲覧)。
- , 2015, General recommendation XXX on discrimination against non-citizens, https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/international/library/race/cerd_gc_30.pdf (2025年10月28日閲覧)。

- Delgado, Richard and Stefancic, Jean, 2023, *Critical Race Theory* (4th ed.), New York University Press.
- Nash, Jennifer C. and Pinto, Samantha (eds.), 2023, *The Routledge Companion to Intersectionalities*, Routledge.
- Rattansi, Ali, 2020, *Racism: A Very Short Introduction* (2nd ed.), Oxford University Press.
- Thornberry, Patrick, 2002, *Indigenous Peoples and Human Rights*, Manchester University Press.

〈付記〉

本論文は、2025年度成城大学特別研究助成金（研究課題名「『ポスト・ポストモダニズム時代』の人類学の理論と方法の再検討—『交差性』の議論と『クイア理論』の展開、拡大に焦点を当てて』の助成を受けた研究成果の一部である。

